

企業局公用車両管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公用車両を適正かつ効率的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項および第3項に定めるものをいう。
- (2) 安全運転管理者 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第74条の3第1項の規定により選任された者をいう。
- (3) 副安全運転管理者 道交法第74条の3第4項の規定により選任された者をいう。

(管理の原則)

第3条 車両は、常に良好な状態において管理し、使用目的に応じて最も効率的な運行を図らなければならない。

(安全運転管理者等の設置)

第4条 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。）第9条の8第1項に定める台数以上の車両を有する事業所ごとに、課長職または主査職のうちから任命する。

- 2 副安全運転管理者は、道交法施行規則第9条の8第2項に定める台数以上の車両を有する事業所ごとに、職員のうちから任命する。
- 3 安全運転管理員は、第1項以外の車両を有する事業所ごとに、課長職または主査職のうちから任命することとし、安全運転管理者に準ずる業務を行うものとする。

(安全運転管理者等の業務)

第5条 安全運転管理者等は、道交法施行規則第9条の10各号に掲げ

る事項を処理しなければならない。ただし、安全運転管理員は同規則第9条の10第6号および第7号を除く。

(台帳の備付)

第6条 安全運転管理者等は、車両台帳（別記第1号様式）を備え、その管理する車両について必要な事項を記載し、記載事項に変動が生じたときは、その都度補正しなければならない。

2 安全運転管理者等は、車両台帳を作成または記載事項に変動が生じたときは、その副本1通を総務課長に送付しなければならない。

(始業点検)

第7条 運転者は、始業前、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第1条第2項に定める技術上の基準により点検を行わなければならない。

(運転経路および伝達事項の確認)

第8条 運転者は、運転に先立って、運転経路および伝達事項を確認しなければならない。

(修繕)

第9条 運転者は、点検その他故障等により、修繕を必要とするときは、安全運転管理者の指示を受けるなど適切な処置を行わなければならない。

(運転日報)

第10条 運転者は、毎日の運転状況等必要な事項を運転日報（別記第2号様式）に記載し、安全運転管理者等の確認を受けなければならない。

2 特殊車両または特種用途自動車については、前項の様式によらないことができる。

(遵守事項)

第11条 運転者は、運転に際し、道交法その他の関係法令を遵守するとともに、安全運転管理者等の指示に従わなければならない。

2 運転者は、運転に際し、シートベルトを装備している車両に乗車したときは、必ずシートベルトを着用する。また、同乗者に対しても必ずシートベルトを着用させることとする。

3 運転者は、常に車両の清掃および整備を行うとともに盗難防止に努め、運行終了後車両を保管場所に格納し、鍵は、所定の場所に保管しなければならない。

(事故処理)

第12条 運転者は、交通事故が発生したときは、道交法第72条第1項に定められた応急措置をとるとともに、直ちに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の事故について、運転者は、速やかに書面で事故報告を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

